

「福祉タクシー券」を交付します (3月22日(月)から受付・交付)

下記に当てはまる人がタクシーに乗車する時に、料金の一部を助成する、令和3年度分(4月1日～令和4年3月31日)(1人年間1冊)の福祉タクシー券を交付します。

なお、令和2年度分の券は令和3年4月1日以降、無効となりますのでご注意ください。

対象=下記の①～③のいずれかにあてはまる人

- ①身体障害者手帳持っている人のうち、視覚・下肢・体幹・脳原性移動機能・内部障害のそれぞれの等級が1～3級の人(総合等級ではありません)
- ②療育手帳Aを持っている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人

申込・問合せ=3月22日(月)から、本人の印かん(代理の場合は、本人および代理の人の印鑑)と各種手帳を持って、厚生福祉課(内線535・538)へ



水回りをきれいにたもつためには (上下水道部からのお知らせ)

「洗面台やお風呂場に白い跡が残る」

これはもともと水道水に含まれているカルシウムなどのミネラル分が、水が蒸発したことにより現れるものです。予防として保護剤を塗ることや、水道を使用した後に乾いた布巾などで拭き取ると発生を抑えられます。

すでに跡が出来てしまった場合は洗剤やクエン酸などを使用すると掃除できる場合があります。



【注意】水回りに使われている材質によっては、使用した保護剤や洗剤等により傷や変色が起こる場合があります。あらかじめその保護剤や洗剤を使ってよい材質か確認し、目立たないところで試してから塗布、または掃除してください。
(例)「クエン酸を使用して大理石の掃除を行ったところ大理石が溶けた」など。

※詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ=お客さまセンター (☎53-3661)

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



賃貸住宅を利用するときの注意点

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583 (直通)
相談受付 月～金曜日
9時～16時

賃貸住宅の相談は借りるときから、退去するまで、さまざまな場面での相談が寄せられます。借主はどのような点に注意すればよいのでしょうか。

部屋を探すとき

賃貸住宅の情報はスマホやパソコンで簡単に収集できますが、ネットの情報だけで判断しないようにしましょう。建物の外観や部屋の広さ、設備の状況、周辺環境など直接自分の目で確認するようにしましょう。

契約をするとき

不動産業者(代理または仲介の場合)には、契約の前までに重要事項説明書を交付して説明することが義務付けられています。重要事項説明書には、建物や契約条件などに関する事項が記載されています。契約するかどうかを判断するための重要なものです。不明な点は必ず確認するようにして、十分に理解したうえで契約するようにしましょう。

入居しているとき

借主には賃貸住宅を適切に管理、使用しなければならない注意義務があります。飲み物をこぼしたままにしたり、結露を放置したことでシミやカビなどの汚損を生じさせた場合、損害を与えたと考えられることもあります。意識して日ごろから掃除をしておきましょう。

退去するとき

退去の際に、原状回復費用の負担をめぐるトラブルが多く生じています。借主の不注意でつけた傷や汚れなどの原状回復にかかる費用は借主負担になりますが、経年劣化や通常の使用による損耗については負担義務がないことが法律にも明記されています。入居時に気になる傷や汚れがあれば、自分がつけたものではないことを証明するために、日付を入れた写真を撮って残しておきましょう。